

在宅医療センター事業について

平成30年6月29日

認知症対策・地域ケア推進課

1 在宅医療サポートセンター設置目的・基本的な考え方

(1) 設置目的

高齢化や地域医療構想の推進に伴う在宅医療ニーズの増加に対応し、在宅医療の量・質両面の取組みを県内全域で推進するため、在宅医療サポートセンターを県(中央)及び各地域に設置する。

(2) 在宅医療センター事業の概要

① 県在宅医療サポートセンター

熊本県在宅医療連合会の運営や各地域在宅医療サポートセンターと連携した全県的な施策の推進、医師等の人材育成策や普及啓発策を展開

② 地域在宅医療サポートセンター

自ら医療機関として在宅医療(退院支援または、日常の療養支援、急変時対応、看取り等)を提供する医療機関や複数の医療機関グループが、地域における医療機関の連携促進、専門職の在宅医療に関する人材育成、退院支援、訪問診療等に関するマッチング等の業務を行い、各圏域内の地域特性に応じた在宅医療を推進

(3) 平成30年度予算額及び指定箇所数

① 予算額

県在宅医療サポートセンター分：4,847千円(10月からの半年分として計上)

地域在宅医療サポートセンター分：14,943千円(1カ所1,149千円)

② 指定箇所数：13箇所

※ 地域在宅医療サポートセンターについては、二次医療圏域に原則1箇所。ただし、熊本・上益城圏域は3箇所、八代圏域は2箇所とする。

※ 平成31年度は18箇所程度を予定。各圏域からの提案に基づき、地域の実情等を考慮し、最終的な設置箇所数は平成30年度中に決定する。

(4) 指定先の考え方

【県在宅医療サポートセンター】

熊本県医師会

【地域在宅医療サポートセンター】

◎ 病床を有し多職種を配置する医療機関(自らも在宅医療に取り組む在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院、地域包括ケア病棟を有する医療機関等を想定)【基幹型】

◎ 複数医療機関等のグループ。その場合には、連携している医療機関が在宅医療を提供していることを想定。代表する医療機関等を定め、申請するものとする。【連携型】

2 県在宅医療サポートセンターで行う事業内容

(1) 在宅医療連合会の運営

平成30年3月20日に設置した「熊本県在宅医療連合会（医療・介護・住民関係の29団体で構成）」の運営を行う。

(2) 地域在宅医療サポートセンター連絡会議（仮称）の運営

県内各地域に設置する在宅医療サポートセンター間の連絡会議を運営する。連絡会議で課題の共有を図り、改善を積み重ねていく。

(3) 医師を対象とする人材育成

◎ 医師を対象に、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識等の理解を進めるための研修会の開催を行う。

◎ また、在宅療養支援診療所など訪問診療を実施するにあたり必要となる経営的知識の修得等在宅医療を開始するスタートアップのための研修を実施する。

(4) 在宅医療に関する多職種向け研修・優良事業所の顕彰

在宅医療サービスの向上を図るため、介護専門職に対する医療知識の理解等に関する研修を開催し、併せて医療と介護が連携したサービスの向上に顕著な業績のあった事業所を顕彰する。

(5) 在宅医療の普及啓発

在宅医療に関する県民の理解を進めるため、普及啓発ツールを制作。医療機関や介護事業所や住民団体等を通じた周知を行う。

3 地域在宅医療サポートセンターで行う事業内容

各地域在宅医療サポートセンターは、自らも医療機関として在宅医療を提供する（連携型にあっては、連携している医療機関が在宅医療を提供する）。

各サポートセンターは、各圏域の地域資源の状況や在宅医療に関するこれまでの取組状況を踏まえて、地域の医療機関や医師会等と連携しながら、地域における在宅医療の提供量の増加への取組み、入退院支援、日常の療養支援、急変時対応、看取り等の在宅医療の質の向上に向けた以下の①～⑧の取組みを行う。

なお、①、②、⑤及び⑦は必須項目、それ以外の項目は任意項目とし、任意項目からは1項目以上を選択するものとする。

(1) 在宅医療の取組みの充実

① 急変時対応の取組み【必須項目】

24時間の体制づくりや急変時に対応できる病床確保に向けた取組みを推進する。

② 入退院支援の取組み【必須項目】

入院時からの退院支援の充実や、患者の退院後の訪問診療等サービス提供のための必要に応じたマッチングの体制づくり等の取組みを行う。

③ 日常の療養支援の取組み【任意項目】

日常の療養支援のための連携体制の構築、特に医療機関と訪問看護ステーション等との連携に係る取組みを推進する。

④ 看取りに関する取組み【任意項目】

多様な関係機関や専門職が看取りに対応できる人材育成や体制構築のための取組みを行う。

(2) 地域における在宅医療の普及促進

⑤ 訪問診療等のサービス提供量の増加に向けた取組み【必須項目】

訪問診療を提供する医療機関の増加や提供量の増加に向けた取組みを行う。

⑥ 普及啓発に関する取組み【任意項目】

患者や本人に身近な医療機関等における在宅医療に関する情報提供など普及啓発の充実に向けた取組みを行う。

⑦ 在宅医療センター事業の連絡会の開催【必須項目】

在宅医療に関わる関係者による連絡会を開催（既存組織でも可）し、在宅医療センター事業の継続的な充実を図っていく。

(3) その他

⑧ その他、在宅医療の充実に資する地域独自の取組み【任意項目】

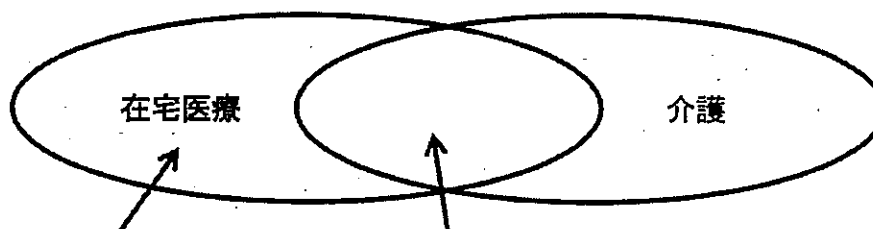
①～⑦の項目以外に、在宅医療の充実に資する地域独自の取組みを行う。

4 スケジュール

7月5日	郡市医師会介護保険担当理事連絡協議会 (郡市医師会・保健所：センター事業案の説明)
7月24日	在宅医療連携体制検討協議会（センター事業案の確定）
7月	地域在宅医療サポートセンター募集開始
8月	地域在宅医療サポートセンター指定先の決定（順次）
10月	県及び地域在宅医療サポートセンター活動開始（順次）

5 参考

「在宅医療センター事業」と「在宅医療・介護連携推進事業」の内容の違い



【地域在宅医療センター事業の内容】

在宅医療の推進（医療側の取組みに重点化。必要に応じて多職種連携により、医療側の取組みの充実を図る）

- (1) 急変時対応の取組み
- (2) 入退院支援の取組み
- (3) 日常の療養支援の取組み
- (4) 看取りの取組み
- (5) 訪問診療等のサービス提供量増加に向けた取組み
- (6) 普及啓発に関する取組み
- (7) 在宅医療センター事業の連絡会の開催
- (8) その他、在宅医療の充実に資する地域独自の取組み

【在宅医療・介護連携推進事業の内容】

医療と介護の連携の推進

- (ア) 地域の医療・介護資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- (エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

※訪問診療の受療者数の増加見込みへの対応、高齢者が安心して利用できる在宅医療の提供システムの充実の観点から、医療面の取組みを強化

